

～議員立法案と閣法の違い(検察官抗告・調査手続)～

	議員立法案	法制審案	閣法 (内閣案)
検察官抗告	<p>再審開始決定に対し、検察官は即時抗告、異議申立て、特別抗告のいずれも不可 (検察官抗告の全面廃止)</p>	<p>改正なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来どおり再審開始決定に対する検察官の抗告を認める 	<ul style="list-style-type: none"> 再審開始決定に対する検察官の即時抗告の廃止 (原稿刑訴法450条から「第448条第1項」の文言を削除) 当該決定を「取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合」は抗告可 (法450条の2) <p>※政府は再審開始決定に対する抗告の有無、抗告した場合はその理由を公表する</p>
調査手続	<p>規定なし</p> <p>※再審請求人の請求による証拠開示を命ずる際の要件として、以下の点が個別に判断される</p> <ol style="list-style-type: none"> 再審の請求が不適法であるとき 再審の請求に理由がないことが明らかなきとき 	<p>再審請求を受けた裁判所は遅滞なく調査を行い、以下の場合には速やかに再審請求を棄却しなければならない (いわゆるスクリーニング)</p> <ol style="list-style-type: none"> 法令上の方式違反 請求権の消滅後の再審請求 請求理由が明らかに刑訴法の定める再審理由に該当しないとき その他再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき <p>※<u>スクリーニングを</u>通らなければ、<u>証拠の提出命令や事実の取調べを行うことができない</u></p>	<p>法制審案が「再審請求を棄却しなければならない」と定めた場合のうち、</p> <p><u>「その他再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき」</u></p> <p>を削除 (法444条の2第2項1号)</p>

～議員立法案と閣法の違い(いわゆる証拠開示)～

	議員立法案	法制審案	閣法 (内閣案)
証拠開示命令 / 証拠の提出命令	<ul style="list-style-type: none"> 再審請求人・弁護人への直接開示 幅広い範囲の証拠を対象 (再審請求理由におよそ関連しない証拠は除外される) 証拠リスト = 送致書類等目録も請求人等に開示される 裁判所の職権 (裁量) による証拠開示命令も可能 ⇒「関連性」による限定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所への提出命令 ⇒再審請求人に閲覧権の保障なし ※弁護人は裁判所で閲覧・謄写可 開示の対象となるのは「再審の請求の理由に関連する」と認められる証拠で、提出の必要性、相当性のある証拠のみ 証拠リストは裁判所にのみ提示される 裁判所の (職権) 裁量による証拠提出命令⇒規定なし 	<p style="text-align: center;">法制審案から変更なし</p> <p style="text-align: center;">(法445条の2・3)</p>
開示証拠の目的外使用	<p style="text-align: center;">規定なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 証拠の複製 (コピー) 等の目的外使用禁止 ⇒再審請求人、弁護人は謄写した証拠の複製等を再審請求や再審公判の目的以外で第三者 (支援者、マスコミ等) に提示、交付、提供してはならない ⇒違反した場合罰則あり 	<p style="text-align: center;">法制審案から変更なし</p> <p style="text-align: center;">(法444条の4～6)</p>